東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 6月18日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

その他: 3 件			
NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1号機	原子炉建屋北側二重扉(原子炉建屋側)において、扉カバー止めネジの紛失が認められたため、当該止めネジを取付。 なお、扉の開閉に支障なし。	GШ
2	1号機	サービス建屋3階換気空調系電算機室空調機(A)において、Vベルト(電動機とファンを連結し、電動機からファンに動力を伝えるベルト)が外れたことによる異音が認められたため、当該ベルトを交換。	GШ
3	2号機	ダスト放射線モニター(D)の点検において、ダスト回収装置現場盤の故障(SCI基盤の故障表示ランプの点灯)により監視できないことが認められたため、当該現場盤を点検・修理。なお、他の系統で監視可能。	GШ